

地域の労働者と青年の結集をめざす

横三労連新聞 第150号



2019年3月4日発行

docomo

au/ソフトバンク

<http://www.yokosan.info/index.htm> e-mail: yv2t-tnk@asahi-net.or.jp

046-823-0210 (内線433) 238-0006 横須賀市日の出町2-9



合宿での講義 No. 3

「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か
～朝日訴訟に学ぶ～

朝日茂さんは結核のため、国立岡山療養所で入院治療していました。1956年8月から実兄の仕送りがされることになったのを理由に、それまでの生活扶助費600円の支給が打ち切れ、さらに医療扶助の本人負担として月900円の納付を命じられました。朝日さんは翌年に行政訴訟を提訴し、1960年、第一審東京地裁判決で勝訴しました。この浅沼判決に示された生存権の意味は画期的なものでした。月600円的生活保護基準は憲法違反であること。最低限度の生活ができないときは保護を請求する権利があること。そして、最低限度の生活水準の判定は、予算そのものが最低生活保障の基準によって「指導支配すべきもの」だとなりました。予算が生存権を制約するのではなく、逆に生存権が予算を制約します。憲法体制下の財政民主主義の在り方を極めて明確に指摘した判決でした。朝日訴訟は残念ながら1963年の東京高裁で逆転敗訴となりました。しかし、これにより国民的運動が広がり生活保護基準が大幅に引き上がりました。そして何よりも「権利はたたかうことによってのみ勝ち取ることができる」ということを証明しました。「健康で文化的な最低限の生活」とは何かを考えると朝日訴訟は大きな示唆を与えてくれます。

A・H

第1回評議員会で春闘方針決定！

2/12(火)、横三労連第1回評議員会が開催され、7単組からの評議員と幹事11名、オブザーバー3名が参加し、19春闘方針を決定しました。

三浦市職労からは臨時職員の処遇や再任用凍結の問題、県職労からは知事選での岸さん推薦決定を、自交総連からは、1978年の全自交からの脱退の歴史と現状の報告、うわまち病院からは退勤調査と過半数代表選挙の取り組み、合同労組からは労働相談の取り組みと老舗ベーカリー

の争議の取り組み、愛加那からは、団交の取り組みでの手応え、年金者組合からは、年金裁判や、病院窓口での2割負担反対の署名の取り組み、土建からは、旗開きに200人集まったことの報告がありました。

2/17の春闘決起・政治を変える総行動には9名が参加し、3/2の労働学校には、講師の住谷議長が急病で全労の川口さんに交代する中、12名が参加し、19春闘がスタートしました。これからも頑張りましょう。

かながわ Reborn@よこすか・みうら始動！

2/28(木)、「神奈川県を住みよい街に 岸牧子さんを県知事に」—かながわ Reborn@よこすか・みうらのつどいがヴェルクで開かれ、雨の中100人以上が参加しました。横三労連からは、藤枝事務局次長が労働者に広げていくと発言しました。

3/2(日)、またしても冷たい雨の中、Yデッキで「ひなまつり宣伝」が行われ、岸まきこさんと井坂県議の訴え(右写真)のあと、民商と横三労連からも訴えを行い、田中事務局長が「働き方改革」などの問題を訴えました。

